

平成29年度

益田地区広域市町村圏事務組合
定期監査報告書

益田地区広域市町村圏事務組合
監査委員

目 次

第1 監査の種類	1 頁
第2 監査の対象事務事業・対象部課等	1 頁
1 対象事務事業	1 頁
2 対象部課等	1 頁
第3 監査の期間	1 頁
第4 監査の方法	2 頁
第5 監査の要点（監査重点項目）	2 頁
1 平成29年度広域会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）	2 頁
2 平成28年度広域会計補助事業に関する事務	2 頁
第6 監査の結果	2 頁
1 平成29年度広域会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）	3 頁
2 平成28年度広域会計補助事業に関する事務	7 頁

（注解）

- 1 各表中、収入（執行）率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「－」は、該当数値のないものである。

平成 29 年度益田地区広域市町村圏事務組合

定 期 監 査 報 告 書

益田地区広域市町村圏事務組合

監査委員 長 戸 保 明

監査委員 佐々木 恵 二

第 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）は、益田地区広域市町村圏事務組合（以下「広域組合」という。）の財務に関する事務の執行及び広域組合の経営に係る事業の管理について、益田市と同様の手法により監査するものである。

第 2 監査の対象事務事業・対象部課等

1 対象事務事業

(1) 平成 29 年度益田地区広域市町村圏事務組合会計（以下「広域会計」という。）において、次項の対象部課等が所管する平成 29 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用）に関する事務

(2) 平成 28 年度広域会計において、次項の対象部課等が所管する歳出科目 第 19 節「負担金、補助及び交付金」のうち補助事業に関する事務

2 対象部課等

以下の局・課を対象とした。

- (1) 議会事務局
- (2) 企画振興課
- (3) 介護福祉課
- (4) 焼却施設課
- (5) 監査委員事務局・公平委員会事務局

第 3 監査の期間

平成 30 年 1 月 19 日（金）から 同年 2 月 16 日（金）まで

第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象部課等に対し以下の表に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、書面監査に基づいて対象部課等より説明を聴取し、第2の1(2)の補助事業に関する事務のうち監査委員の指定するものについては、交付事務に係る書類等の提示を求め、詳細について確認及び聴取を行った。

部名等	課・室名等	監査の対象部課等から提出のあった監査資料			
		歳入予算執行状況	歳出予算執行状況	予算補正・充用・流用に関する事務	補助金に関する事務
議会	議会事務局	該当なし	○	該当なし	該当なし
監査公平委員会	監査委員事務局	該当なし	○	該当なし	該当なし
	公平委員会事務局	該当なし	○	該当なし	該当なし
広域事務組合	企画振興課	○	○	○	該当なし
	介護福祉課	○	○	○	該当なし
	焼却施設課	○	○	○	○

第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

1 平成29年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか
- (2) 執行率の低い要因は何か
- (3) 調定の時期及び手続きは適正か
- (4) 滞納状況の正確な把握、対策はとられているか
- (5) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か

2 平成28年度広域会計補助事業に関する事務

- (1) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか
- (2) 補助金の算出は合理的な基準により行われているか
- (3) 補助金の交付時期は妥当であるか
- (4) 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか
- (5) 補助金の効果は確認されているか

第6 監査の結果

監査の対象とした広域会計の予算執行に関する事務及び補助事業に関する事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後も関係法令、例規等を順守し、さらに適正な事務処理に万全を期されたい。

なお、事務上の軽易な過誤等が認められたが、それらについては説明聴取の際に関係職員に改善等を指示したので記述を省略した。

1 平成29年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

（1）監査対象歳入・歳出予算執行状況

監査の対象とした平成29年度広域会計歳入・歳出予算執行状況（4月1日から12月31日までの間）は、以下の表のとおりである。

なお、人件費は一部集計から除いている。

◆ 議会事務局

歳 出 (単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
広域	議会費	569,000	80,730	80,730	488,270	14.2
	合 計	569,000	80,730	80,730	488,270	14.2

議員の報酬、会議出席旅費等は年度末の一括執行が基本となるので、12月末時点の支払済み額は小さい。その他の経費としては議長交際費、議会運営経費（会議録作成業務委託料等）があるが、それらと合算しても執行率は14.2%に留まる。

◆ 監査公平委員会（監査）

歳 出 (単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
広域	監査委員費	103,000	58,748	58,748	44,252	57.0
	合 計	103,000	58,748	58,748	44,252	57.0

委員報酬は一部を除いて年度末執行となるので、12月末時点の支払済み額は少なく、その他の経費（会議出席旅費、研修会等負担金等）と合算しても執行率は57.0%に留まる。

◆ 監査公平委員会（公平）

歳 出 (単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
広域	公平委員会費	56,000	7,695	7,695	48,305	13.7
	合 計	56,000	7,695	7,695	48,305	13.7

監査と同じく、委員報酬、委員会出席旅費の執行は年度末が基本となるので、12月末時点の執行率は13.7%に留まる。

◆ 企画振興課

歳 入 (単位：円・%)

会 計	目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
						対予算 C/A	対調定 C/B
						広域	総務費負担金
	繰越金	451,000	451,631	451,631	0	100.1	100.0
	雑入	0	643	643	0	-	100.0
	合 計	26,856,000	26,857,274	26,857,274	0	100.0	100.0

構成市町負担金の減額があり、当初予算より450千円減少している。全額収入済である。

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
広域	一般管理費	1,717,000	1,254,930	1,254,930	462,070	73.1
	予備費	100,000	0	0	100,000	—
合 計		1,817,000	1,254,930	1,254,930	562,070	69.1

一般管理費のうち、特別職報酬は年度末の一括執行が基本となるので、12月末時点では未執行である。その他に総務管理事務費として、公会計化に伴う財務書類作成支援委託料が大きな比重を占める（執行率は83.2%）。

◆介護福祉課

歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収 入 率	
		A	B	C	B-C	対予算 C/A	対調定 C/B
広域	民生費負担金	28,785,000	28,785,000	28,785,000	0	100.0	100.0
	繰越金	1,500,000	1,500,093	1,500,093	0	100.0	100.0
	雑入	20,000	12,500	12,500	0	62.5	100.0
合 計		30,305,000	30,297,593	30,297,593	0	100.0	100.0

民生費負担金の内訳は、介護保険費負担金（27,765千円）、障害者自立支援費負担金（1,020千円）である。全額収入済である。

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
広域	介護保険費	20,270,000	13,891,442	13,364,879	6,378,558	68.5
	障害者自立支援費	1,330,000	684,281	684,281	645,719	51.4
合 計		21,600,000	14,575,723	14,049,160	7,024,277	67.5

障害者自立支援事業費の内容は障害支援区分認定審査判定事業費である。

◆焼却施設課

歳 入

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収 入 率	
		A	B	C	B-C	対予算 C/A	対調定 C/B
広域	衛生費負担金	600,499,000	600,499,000	450,377,000	150,122,000	75.0	75.0
	衛生使用料	39,516,000	30,679,354	32,746,984	△ 2,067,630	82.9	106.7
	利子及び配当金	11,000	0	0	0	0.0	—
	ごみ焼却場施設維持対策基金繰入金	11,276,000	10,000,000	10,000,000	0	88.7	100.0
	衛生事務費前年度繰越金	14,518,000	14,518,146	14,518,146	0	100.0	100.0
	延滞金	1,000	0	0	0	0.0	—
合 計		665,821,000	655,696,500	507,642,130	148,054,370	76.2	77.4

衛生費負担金（焼却施設費負担金、サービス対価負担金、焼却場建設事業債償還負担金）はいずれも四半期ごとの執行である。

歳 出

(単位：円・%)

会 計	目	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
		A	B	C	A-B	B/A
広域	焼却施設費	615,399,000	296,545,689	286,617,399	318,853,311	48.2
	元金	38,951,000	19,392,021	19,392,021	19,558,979	49.8
	利子	2,379,000	1,272,423	1,272,423	1,106,577	53.5
合 計		656,729,000	317,210,133	307,281,843	339,518,867	48.3

焼却施設費のうち、サービス対価(施設)委託料(247,481千円)、同(運営)委託料(339,538千円)は四半期ごとの執行だが、翌月請求となる関係上、12月末時点の執行率は50%となる。また、施設維持対策基金積立金(14,529千円)は年度末執行予定である。

(2) 監査重点項目の状況

ア 各課等が所管する事業について、歳入・歳出予算執行状況監査資料、歳入・歳出予算執行状況表に基づく節別執行状況等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、課別の事業数及び職員からの説明聴取を行った事業数は、以下の表のとおりである。

課名等	歳 入				歳 出			
	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
議会事務局	0	0	0	0	4	0	4	0
監査公平委員会(監査)	0	0	0	0	1	0	1	0
監査公平委員会(公平)	0	0	0	0	1	0	1	0
企画振興課	3	0	3	0	4	0	4	0
介護福祉課	3	0	3	0	2	0	2	0
焼却施設課	10	0	10	0	9	0	9	0
事業数計	16	0	16	0	21	0	21	0

イ 予算補正、予算流用、予備費充用について、一部抽出し、起案書等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、予備費からの充用は該当がなかった。

(3) 要望事項

特に問題視しなければならない事項はなかったが、本年度は構成市町負担金の補正減があり、歳入において収入済負担金の戻出(還付)が発生することとなっている。本来は戻出の後予算及び調定の減額となるところ、議決をもって予算及び調定の減額が先に行われており、一時的に予算及び調定額を上回る収入済額が発生する形となっている。

議決後ただちに補正減が行われるため、一時的にこのような段階を踏んだシステム処理になることはやむを得ないのであるが、戻出までを含めて一連の財務処理であることを考慮し、できる限り速やかに処理を完了するよう要望したい。

なお、上記第6の1の(1) 監査対象歳入・歳出予算執行状況の表においては、上記の未執行の戻出についても決定済みとして収入済額からは除いて集計している。

参考

地方自治法

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方自治法施行令

第一百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
 - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
 - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第四百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

地方財政法

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

益田市財務規則

第 16 条 部課長等は、主管の予算に係る予算執行計画書を作成し、指定された期日までに財政主管課長に提出しなければならない。

- 2 財政主管課長は、前項により提出された予算執行計画書について必要と認めるときは、部課長等の意見を聴いて予算執行計画を調整し、市長の決定を受けるものとする。

請求書に必要とされる要件（出納事務運用マニュアル一部抜粋）

支払いは請求書に基づき行うのが原則です。（財務規則第 4 6 条）

請求書は正当な債権者であるかどうかを確認するため、次の事項の記載が必要です。

- ・請求の文言
- ・請求金額
- ・請求年月日
- ・債権者の住所
- ・代表者氏名及び印鑑
- ・内訳

※この要件に不備がある請求書は、受理しないことが適当です。

2 平成28年度広域会計補助事業に関する事務

(1) 監査対象補助事業

監査の対象とした平成28年度広域会計補助事業は、次表のとおりである。

部名等	課・室名等	番号	補助金名称	説明聴取
広域組合	焼却施設課	1	汚染負荷量賦課金	○
		2	旭町自治会環境美化活動補助金	○

※補助金名称は、提出のあった監査資料からそのまま転記した。

(2) 監査重点項目の状況

補助金交付要綱、補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書、補助事業等着手・完了届、補助事業等実績報告書、補助金等確定通知書、支出負担行為書等について抽出のうえ関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(3) 要望事項

旭町自治会環境美化活動補助金の交付要綱が整備されていなかった。補助金の意義や交付額の根拠を明確にするためにも、早急に整備されるよう望む。

参考

1 補助金の定義

地方自治法第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定し、地方公共団体が補助金の交付をする法的根拠となっている。一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。

また、公益上必要がある場合の認定は、行政実例（昭和28年6月29日 自行行発第186号）で「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とある。

2 補助金の支出方法

地方公共団体が補助金を支出するにあたっては、条例で定める旨の規定がないため、一般的には規則、要綱、規程等を制定し手続を明確にすることが求められている。

本市では、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）により補助金等の交付に関する基本的事項を定め、同規則第20条で「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と規定し、各課が個別の要綱等で定めることとなる。

平成29年度
益田地区広域市町村圏事務組合 定期監査報告書

平成30年3月発行
益田地区広域市町村圏事務組合監査委員
〒698 - 8650
島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所分庁舎
益田地区広域市町村圏事務組合監査委員事務局
TEL 0856 - 31 - 0471
FAX 0856 - 31 - 0315
メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp